

入札告示

札幌市告示第 6049 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 3 年 10 月 21 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒003-0801 札幌市白石区菊水 1 条 3 丁目 1 - 5 札幌市菊水分庁舎
札幌市総務局情報システム部システム管理課システム総括係
電話 011-826-6713

2 入札に付する事項

- (1) 借入件名 自治体中間サーバ接続端末用パソコン等（二期）
- (2) 借入件名の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで
本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
- (4) 借入場所 入札説明書に添付する仕様書により別途指定する場所
- (5) 入札方法 借入に要する一切の諸経費を含めた月額で入札に付する。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本告示に示した物品の調達が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法 総務局情報システム部ホームページの一般競争入札等情報 (https://www.city.sapporo.jp/kikaku/it-keiyaku/1_ippan_kyousou.html) からダウンロードすることができる。
- (3) 入札書の受領期限 令和3年11月1日(月)16時00分(送付の場合は必着のこと。)
- (4) 開札の日時及び場所 令和3年11月2日(火)10時00分
札幌市菊水分庁舎2階会議室(札幌市白石区菊水1条3丁目1-5)

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、納入しようとするハードウェアの詳細仕様(製品名、型番、数量等を掲載)及び本入札説明書に示した物品を納入できることを証明する引受証明書を添付して、入札書の受領期限の2営業日前までに提出しなければならない。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由と

して異議を申し出ることはできない。

- (5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。